

## 非営利法人等の主な課税の取扱い

| 項 目                                    | 公益法人等  | 特定非営利活動法人<br>(NPO法人)                     | 中 間 法 人               | 協 同 組 合 等                           | 人格のない社団等                                 |
|--|--|--|-----------------------|-------------------------------------|--|
| 課 税 対 象                                | 原則非課税<br>収益事業（33業種）に<br>より生じた所得に限り<br>課税             | 原則非課税<br>収益事業（33業種）に<br>より生じた所得に限り<br>課税 | すべての所得に対して<br>課税      | すべての所得に対して<br>課税                    | 原則非課税<br>収益事業（33業種）に<br>より生じた所得に限り<br>課税 |
| 法 人 税 率                                | 22%  | 30%<br>(所得800万円まで22%)                    | 30%<br>(所得800万円まで22%) | 22%                                 | 30%<br>(所得800万円まで22%)                    |
| (1) 寄附金枠<br>〔当該法人が寄附をした場合<br>の損金算入限度額〕 | 所得金額の20%<br>〔学校、社福、更生保護は所得の50%<br>又は年200万円のいずれか多い金額〕 | 所得金額の2.5%                                | 所得金額の2.5%             | (資本等の金額の0.25%<br>+ 所得金額の2.5%) × 1/2 | 所得金額の2.5%                                |
| (2) みなし寄附金                             | 収益事業部門から非収益<br>事業部門への資産の振替<br>えを寄附金とみなす。             | —————                                    | —————                 | —————                               | —————                                    |

## 非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

| 項 目         | 公 益 法 人 等  | 特定非営利活動法人<br>(NPO法人)      | 人格のない社団等                  | 中 間 法 人  | 協 同 組 合 等                        |
|-------------|--|---------------------------|---------------------------|--|----------------------------------|
| 法人住民税（均等割）  |  |                           |                           |  |                                  |
| 標準税率        | 都道府県 年額 2万円<br>市町村 年額 5万円                            | 都道府県 年額 2万円<br>市町村 年額 5万円 | 都道府県 年額 2万円<br>市町村 年額 5万円 | 都道府県 年額 2万円<br>市町村 年額 5万円                            | 都道府県 年額 2～80万円<br>市町村 年額 5～300万円 |
| 法人住民税（法人税割） |  |                           |                           |  |                                  |
| 課税対象        | 収益事業により生じた所得に係る法人税額                                  |                           |                           | 法人税額   | 法人税額                             |
| 標準税率        | 都道府県 5%<br>市町村 12.3%                                 |                           |                           | 都道府県 5%<br>市町村 12.3%                                 | 都道府県 5%<br>市町村 12.3%             |
| 法人事業税       |  |                           |                           |  |                                  |
| 課税対象        | 収益事業により生じた所得に限り課税                                    |                           |                           | すべての所得に対して課税   | すべての所得に対して課税                     |
| 標準税率        | 所得年400万円以下 5%<br>年400万円超800万円以下 7.3%<br>年800万円超 9.6% |                           |                           | 所得年400万円以下 5%<br>年400万円超800万円以下 7.3%<br>年800万円超 9.6% | 所得年400万円以下 5%<br>年400万円超 6.6%    |

（備考）

1. 収益事業の範囲については、法人税の範囲と同一である。
2. 公益法人等、特定非営利活動法人及び人格のない社団等が収益事業を行う場合、均等割の標準税率は都道府県分年額2～80万円、市町村分年額5～300万円。  
なお、収益事業を行わない一定の公益法人等（日本赤十字社等）については、均等割非課税。
3. 寄附金の取扱いについては、法人住民税及び法人事業税は法人税と同一であり、個人住民税は都道府県、市町村に対する寄附金等が寄附金控除の対象となる。

## 収益事業の範囲

| 収  | 益   | 事   | 業 |
|--|---|---|---|
| 1. 物品販売業<br>2. 不動産販売業<br>3. 金銭貸付業<br>4. 物品貸付業<br>5. 不動産貸付業<br>6. 製造業<br>（電気、ガス又は熱の供給業及び物品の加工修理業を含む。）<br>7. 通信業<br>8. 運送業<br>9. 倉庫業<br>10. 請負業<br>11. 印刷業 | 12. 出版業<br>13. 写真業<br>14. 席貸業<br>15. 旅館業<br>16. 料理店業その他の飲食店業<br>17. 周旋業<br>18. 代理業<br>19. 仲立業<br>20. 問屋業<br>21. 鉱業<br>22. 土石採取業<br>23. 浴場業<br>24. 理容業 | 25. 美容業<br>26. 興行業<br>27. 遊技所業<br>28. 遊覧所業<br>29. 医療保健業<br>30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦又は一定の船舶操縦（技芸）の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業<br>31. 駐車場業<br>32. 信用保証業<br>33. 無体財産権の提供等を行う事業 |   |
| 上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。  |   |   |   |

（備考）1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

- ① 身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。
  - ② 母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。
  - ③ 保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。
2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

| 年度 | 追 加 事 業  |
|----|--|
| 32 | 不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業   |
| 33 | 美容業  |
| 40 | 不動産販売業   |
| 43 | 駐車場業   |
| 51 | 信用保証業  |
| 53 | 公開模擬学力試験を行う事業  |
| 56 | 技芸教授業（着物着付け、船舶の操縦の追加）<br>旅館業及び不動産貸付業（範囲拡充）                                     |
| 59 | 無体財産権の提供等を行う事業<br>席貸業（範囲拡充）<br>技芸教授業等（絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加、<br>入試等のための学力の教授の追加） |

非営利法人に対する諸外国の税制(法人課税関係)

未定稿

|             | 日本<br>(公益法人)                   | アメリカ  | イギリス<br>(イングランド、ウエールズ)   | ドイツ   | フランス  |
|-------------|--------------------------------|---|--|---|---|
| 税優遇の判断      | 主務官庁の許可に基づき設立された法人に対して一律に優遇あり。 | 内国歳入庁が免税資格を認定<br><br>(チェック項目)<br>・過去の事業実績、現在及び計画<br>中の事業内容、資金源、役員の個<br>別報酬額、対外的な取引関係、他<br>団体との関係、会員制の有無、政<br>治活動の比率、大口寄附者の氏<br>名、補助金の有無 等<br>※判断基準は、免税団体により異なる。   | チャリティー委員会が公益性等を<br>判断。<br>判断にあたり、必要に応じて内国<br>歳入庁と協議。<br><br>(チェック項目)<br>・非営利性、設立者数、政治活動<br>の度合い、宗教活動の範囲 等                      | 課税庁が免税資格を認定。<br>財団は、法人格取得前に上級財務<br>監督局で免税適格審査。<br><br>(チェック項目)<br>・非営利性<br>・本来目的が、①公益、②慈善、③<br>教会の支援であるか<br>・本来目的に専念すること<br>・私利目的がない 等                                  | 社団(準則主義)については、原則<br>として優遇あり。<br>財団は、コンセイユ・デタ(行政裁判<br>所の最高裁)の認可を受けたもの<br>が対象。<br><br>(チェック項目)<br>・非営利性<br>・理事は無報酬であるか(原則とし<br>て) 等 |
| 課税対象の範囲     | 収益事業のみ課税                       | 本来事業と本来事業に関連する収<br>益事業が課税除外   | 同左(原則として)  | 同左  | 同左  |
| 優遇を受けた団体の義務 | 主務官庁に対して、事業報告等                 | 内国歳入庁に対して、年次報告の<br>提出及びその情報公開   | チャリティー委員会に対して、年次<br>会計報告等の提出<br>※内国歳入庁に対しては、請求があった場合に<br>限る。   | 課税庁に対して、会計報告(3年に<br>1度)<br>※財団は、管区行政庁に対し毎年の事業報告   | 非営利社団法人については、特に<br>なし。<br>非営利社団法人のうち公益性あり<br>と認められた公益社団及び公益財<br>団については、県庁への会計報<br>告。  |
| 認定後のチェック    | 主務官庁の指導監督により実施                 | 内国歳入庁が、会計報告や一般市<br>民からの通報に基づき、必要に応<br>じて立入検査等を実施  | チャリティー委員会が、地方公共団<br>体や警察及び内国歳入庁と連携を<br>とり、必要に応じて実施   | 課税庁が、会計報告に基づき必要<br>に応じて実施   | 非営利社団法人については、なし。<br>公益社団については、監督権限の<br>ある内務省が、理事長を解任させ<br>る等組織内部を改革する方向で指<br>導。公益財団は、内務省からの理<br>事の派遣がある。                          |
| 認定の取消し      | 法人格の取消しと連動                     | 税制優遇措置の適用を拒否<br><br>(取消しの要件)<br>①団体の財産や資金などを内部者<br>の私用に供している場合<br>②立法活動や政治活動を主体的に<br>行っている場合<br>③収益事業活動を本業としている<br>場合<br>④内部留保が過大になっている場<br>合<br><br>(取消しの効果)<br>・本来事業に生じた剰余金に対して<br>課税、ペナルティー課税もあり<br>・処分の日以前に遡及的に適用さ<br>れることもあり | チャリティー委員会の登録抹消<br><br>(取消しの要件)<br>・公益活動の停止<br>・団体の資産をチャリティー目的に<br>使用していない場合<br><br>(取消しの効果)<br>・税制の優遇措置の適用を拒否し<br>て、標準の法人税にて課税 | 税制優遇措置の適用を拒否<br><br>(取消しの要件)<br>・非関連事業の比率が高まり本来<br>事業の割合が低下することにより、<br>本来目的に専念していないと判断<br>された場合 等<br><br>(取消しの効果)<br>・悪質と判断された場合には、10年<br>間遡って営利企業とみなされ原則<br>課税されることもあり | 課税庁が団体の公益性について、<br>内務省に対しクレームをつけるこ<br>とは可能であるが、実例はなし。   |

## 公益活動等に対する寄附金

| 寄附の<br>区分<br><br>寄附を<br>した者の<br>税制上の<br>取扱い | 国・地方公共団体<br>に対する寄附金<br><br>〔<br>・国公立学校<br>・国公立図書館 など<br>〕 | 指 定 寄 附 金<br><br>〔<br>・国宝の修復<br>・学校の建設<br>・オリンピックの開催費用<br>・赤い羽根募金 など<br>〕 | 特定公益増進法人<br>に対する寄附金<br><br>〔<br>・日本育英会などの特殊法人<br>・公益法人のうち、科学技術<br>の試験研究や学生に対する<br>学資の支給を行うもの<br>・学校法人<br>・社会福祉法人 など<br>〕 | 認 定 N P O 法 人<br>に対する寄附金<br><br>〔<br>特定非営利活動を行う法人<br>(NPO法人)のうち一定<br>の要件を満たすものとして<br>国税庁長官の認定を受けた<br>もの<br>〕 |
|---|---|---|--|--|
| 所 得 税                                       | 「寄附金( ) - 1万円」を所得から控除 総所得の25%を限度                          |   |  |  |
| 法 人 税                                       | 全額損金算入  |   | 一般の寄附金(注)とは別に、以下を限度として損金算入<br>(所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%) × 1 / 2   |  |
| 相 続 税                                       | 国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税                     |   |  |  |

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので(所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%) × 1 / 2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

## 特定公益増進法人制度の概要

特定公益増進法人制度は、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを「特定公益増進法人」として、これらの法人の主たる目的である業務に関連する寄附金について、特別の優遇措置（別枠損金算入）を講ずるものである。

「特定公益増進法人」は、政令により次のとおり定められている。

- ① 独立行政法人
- ② 特別な法律により設立された法人で政令で定められているもの  
具体的には環境事業団、国際交流基金、日本育英会、日本芸術文化振興会、日本赤十字社等の25法人（平成14年4月1日現在）が定められている。
- ③ 民法上の社団法人、財団法人で、（イ）（財）日本体育協会など政令に掲名されているもの及び（口）教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を主たる目的とするもので運営の適正につき主務大臣の認定を受けたもの  
対象となる業務として、政令で、科学技術の振興、教育の振興、芸術の普及、文化財の保存、経済協力、対日理解の増進、自然環境の保護など、37の類型（平成14年4月1日現在）が定められている。
- ④ 学校法人等
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

特定公益増進法人に関する認定基準（所得税法施行令第217条及び法人税法施行令第77条）

- ・ 対象となる具体的業務（限定列举）に該当すること
- ・ 当該法人の運営組織及び経理が適正であること
- ・ 相当と認められる業績が持続できること
- ・ 受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと
- ・ その他適正な運営がされているものであること

認定権者 — 主務大臣  
〔 主務大臣の民法第34条（公益法人の設立）の許可の権限が委任されている場合は、委任を受けている者（具体的には都道府県知事等） 〕

認定期間 — 原則として2年間

# 認定NPO法人の要件（概要）

## 事業・組織等に関する基本事項

- 適切な情報公開（収入源に関する事項、取引に関する事項、寄附金の募集に関する事項、報酬・給与に関する事項 等）
- 事業内容の適正性（宗教活動・政治活動を行わないこと、役員・社員・従業員・寄附者等の特定の者に特別な利益を与えないこと 等）
- 運営組織の適正性（役員や社員のうちにその親族等が占める割合が一定以下であること 等）
- 相当な業績の持続可能性
- 法令等に違反する事実、不正の行為の事実がないこと

## 広く一般からの支援を受けているか

- 多くの者から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること  
寄附金、助成金、（寄附金の性質を有する）会費 / 寄附金、助成金、会費、事業収入等  $\geq 1/3$

## 広く一般を対象とした活動を行っているか

- 特定非営利活動が複数の市区町村で行われているなど、事業活動や受益者が広範にわたっていること
- 会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと 等

## その他国税で支援する対象としてふさわしい活動か

- 特定の物や特定の者に着目した活動でないこと
- 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動でないこと 等

## ◎公益法人課税に関する税制調査会での提言等について

### I. 法人課税小委員会報告(平成8年11月)

#### 第1章 基本的な考え方

##### 一 法人課税のあり方

#### 3. 税率に関する論点

##### 2) 中小法人、公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率等

(ア) 法人税には、基本税率のほかに、中小法人の所得 800 万円以下の部分に係る軽減税率(28%)と公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率(27%)が設けられている。

(イ) 中小法人の所得 800 万円以下の部分に係る軽減税率(28%)は、中小企業対策としての政策的配慮から設けられているものである。しかし、累進税率は基本的に法人課税になじまないこと、軽減税率と基本税率との格差は軽減税率の創設当初に5%であったものが、現在、9.5%に拡大していること等を考慮すれば、この軽減税率については、基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当である。

なお、中小法人の軽減税率は相当低い水準にあり、基本税率にみられるような問題は当てはまらないことから、仮に基本税率の引下げがなされる場合においても、軽減税率の引下げは適当でない。

(ウ) 公益法人等については、収益事業のみが課税対象とされ、かつ、収益事業部門から公益事業部門に支出された寄附金の損金算入限度額の特例があること等、所得計算の段階において一定の配慮がなされている。このような配慮後の所得に対して適用される軽減税率は、政策的観点から設けられているものと位置づけられる。

公益法人等及び協同組合等の軽減税率(27%)については、基本税率との格差が大きいこと、これら法人の営む事業が一般法人の営む事業と競合している場合が多いこと等にかんがみ、公益法人等及び協同組合等の経済実態も十分勘案しつつ、基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当である。

(エ) 法人事業税の軽減税率や特別法人に対する軽減税率についても、法人税の検討に併せて、基本税率との格差を縮小する方向で検討する余地がある。



## 第2章 課税ベースに関する個別的検討

### 14. 公益法人等の課税対象所得の範囲

(ア) 現行法人税法は、公益法人等及び人格のない社団等について、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税を課税することとしている。これは民間企業が行う事業と競合関係にある事業について、課税の公平・中立性の観点から課税しているものである。現在、収益事業として33の事業が定められているが、近年公益法人等の各種団体が有償で行っている事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきていることから、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなってきたのではないかと考えられる。

したがって、公益法人等が行っている事業の実態を把握し、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業と競合関係にあるものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくべきである。しかし、そうした対応に限界があるとすれば、対価を得て行う事業は原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといった見直しを行うことも考えられる。この点については、事業の課税・非課税を合理的に区分する基準を見出すことは容易ではないとの意見があった。

いずれにしても、公益法人等が有償で行う事業には様々なものがあると考えられるので、収益事業の範囲について見直しを行う場合には、まず、その実態を十分把握する必要がある。

(イ) 公益法人等の利子、配当等の金融資産収益については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされている。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等の段階で新たに発生した所得であって経済的価値においては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであること、同じ収益事業課税の対象とされている人格のない社団等は、利子、配当等について源泉所得税を負担していること等から、公益法人等に対しても一定の税負担を求めてもよいのではないかと指摘があった。

これに対しては、公益法人等の金融資産収益は、民間企業との競合関係はなく、しかも、公益法人等の目的からして、金融収益に余剰が生じてもいずれ公益目的に費消されるのであるから、これに課税することについては慎重であるべきとの意見があった。

現行法人税法の公益法人等の中には、社団法人、財団法人のほか、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、さらには健康保険組合、厚生年金基金、弁護士会、労働組合といった特別の法律に基づいて設立された法人が含まれている。こうした法人の中には、当然ながら、公益的な活動の費用の大半を基本財産の運用収益で賄っているものや年金資産の運用を行っている団体も数多く含まれていると考えられる。

したがって、課税対象と非課税対象とを区別する合理的な基準があり得るのかどうか、慎重に検討する必要があると考える。

(ウ) 公益法人については、本年9月、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定されている。これによれば、公益法人の事業内容等について適正な指導監督等を強力に推進していくこととされている。

収益事業、金融資産収益等に対する課税のあり方を巡る議論は、公益法人の事業実態と密接に関係しているので、こうした指導監督等の効果も見極めつつ、公益法人等に対する課税のあり方を検討していく必要がある。

(エ) なお、公益法人等に対する課税のあり方に関連し、行政当局の設立の認可と同時に自動的に税制上の優遇措置が付与される現行制度は抜本的に見直す必要があるとの意見や、公益法人等の活動内容について情報開示を充実させる必要があるとの意見があった。さらには、公益目的以外の剰余金の留保に対して課税するような仕組みを考えてはどうかとの意見もあった。その一方で、公益法人等の剰余金を公益と非公益に区分することは難しく、また、公益法人等は利益の分配が禁止されていること等からみて、その留保された剰余金は、一般私企業のそれとは性格が異なるのではないかとの意見があった。

## Ⅱ. 「わが国税制の現状と課題 -21 世紀に向けた国民の参加と選択-」答申 (平成12年7月14日)

### 第二 個別税目の現状と課題

#### 二 法人課税

##### 1. 法人税

##### (6) 公益法人等

現行法人税法は、財団法人、社団法人、宗教法人、社会福祉法人、学校法人などの公益法人等、人格のない社団等、NPO法人などについては、その営む事業が一般法人の営む事業と競合する場合については、課税の公平性・中立性の観点から、その収益事業から生じた所得に対しては法人税を課税することとしています。現在、収益事業として物品販売業、請負業をはじめ 33 の事業が定められていますが、近年公益法人等の各種団体の行う事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきている中で、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなってきたのではないかと考えられます。

したがって、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業と競合するものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくことが適当です。しかし、そうした対応に限界があるとすれば、公益法人等が対価を得て行う事業については、原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといった見直しなどを行うことも考えられます。いずれにしても、公益法人等が行っている事業には様々なものがあることから、公益法人課税についての見直しを行う場合には、まず、その実態を十分把握する必要があります。

また、本来収益事業に該当する事業であっても、特定の公益法人等が営む一定の事業については、その法的位置付けなどに着目して、課税の対象とされていないものがあります。しかし、課税の公平・中立の観点からは収益事業課税の原則に則ることが適当であり、この制度については、一般法人の営む事業との競合の実態などを踏まえ、そのあり方について検討していくことが必要ではないかとの意見があります。

公益法人等の利子・配当などの金融資産収益については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされています。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等の段階で新たに発生した所得であって経済的価値においては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであることなどから、公益法人等に対しても一定の税負担を求めてもよいのではないかと指摘もあります。

なお、一部の公益法人等の活動について批判がなされることがありますが、当調査会としては、公益法人等が課税上の特典を享受していることを十分自覚するとともに、主務官庁が適時適切にその業務運営などの適正化を図ることを強く期待します。

(注) 公益法人等に対する課税については、近年の税制改正において、収益事業課税の適正化の観点から、収支報告書制度の導入や寄附金の損金算入限度額の特例に係る限度額の引下げが行われています。

(資料8) 公益法人等に対する法人税の課税制度の概要

|                    |  |
|--------------------|--|
| 課税対象               | 収益事業から生ずる所得に対してのみ課税される。<br>(注) 収益事業の範囲は、物品販売業等 33 事業を政令で規定   |
| 適用税率               | 22%の軽減税率 [普通法人の基本税率:30%]   |
| 寄附金にかかる特例          | 公益法人等の寄附金の損金算入限度額は、収益事業から生ずる所得の 20%(学校法人、専修学校を設置する準学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人については 50%と年 200 万円のいずれか多い額)とされている。 |
| みなし寄附金             | 収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄附金とみなすものとされる。  |
| 金融資産収益<br>(利子・配当等) | 収益事業部門から生じるもののみ課税される。  |

(資料9) 収益事業の範囲

| 収 益 事 業   |                 |  |
|-----------|-----------------|--|
| 1. 物品販売業  | 14. 席貸業         | 27. 遊技所業   |
| 2. 不動産販売業 | 15. 旅館業         | 28. 遊覧所業   |
| 3. 金銭貸付業  | 16. 料理店その他の飲食店業 | 29. 医療保健業  |
| 4. 物品貸付業  | 17. 周旋業         | 30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦(技芸)の教授又は入試、補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業 |
| 5. 不動産貸付業 | 18. 代理業         | 31. 駐車場業   |
| 6. 製造業    | 19. 仲立業         | 32. 信用保証業  |
| 7. 通信業    | 20. 問屋業         | 33. 無体財産権の提供等を行う事業   |
| 8. 運送業    | 21. 鉱業          |  |
| 9. 倉庫業    | 22. 土石採取業       |  |
| 10. 請負業   | 23. 浴場業         |  |
| 11. 印刷業   | 24. 理容業         |  |
| 12. 出版業   | 25. 美容業         |  |
| 13. 写真業   | 26. 興行業         |  |

## (7)NPO法人

近年、ボランティア活動・非営利活動の重要性についての認識が高まってきたことなどを踏まえ、平成10年3月にNPO法(特定非営利活動促進法)が成立しました。同法は同年12月に施行され、その附則などにおいて、税制を含めた制度全体の見直しを早期に行うこととされています。

NPO法人は、非営利活動の担い手の一つとして、21世紀に向けて活力のある経済社会を構築していく上で今後その役割を果たしていくことが期待されています。

現在、NPO法による法人格の取得が進み、またNPO法人としての事業初年度を終えたものも出てきており、今後、まずはその活動の内容や業務運営などの実態を十分見極めていく必要があります。

NPO法人制度は、そもそも公の関与からなるべく自由を確保するという制度となっています。NPO法では、行政の裁量を極力排する観点から、申請内容が形式的な要件を満たす場合には、所轄庁は申請団体をNPO法人として認証しなければならないこととされています。

一方、税制上の優遇措置を設ける場合については、課税の公平を確保するため相当の公益性を担保する必要があり、それを判断する基準と仕組みが必要です。諸外国においてもそうした基準や仕組みが備わっています。

例えば、アメリカやイギリスでもNPO法人と同様の非営利団体に対する税制上の優遇措置が講じられていますが、その対象となる団体については、法令などにおいて、その行う事業が慈善・科学・教育などを目的とすることや収入金額のうち一定割合以上の寄附を受けていること、本来目的の活動に実質的にすべての所得が充てられること、活動内容や寄附金、役員に関する詳細な情報を公開することといった様々な基準が定められており、さらに、政治活動、内部関係者との取引や役員の報酬などに厳しい規制が設けられています。また、このような基準に基づいて、アメリカでは内国歳入庁(IRS)が、イギリスではチャリティ委員会が内国歳入庁(IR)などと協議しつつ、審査を行っています。

また、NPO法人に関する税制の問題は、NPO法人制度や公益法人制度のあり方、寄附金税制のあり方、さらには補助金制度のあり方などにも関連する問題であることに留意しなければなりません。

NPO法人に関する税制上の措置については、その実態を見極めた上で、相当の公益性を担保するための基準や仕組みをどのようにするかを含め、広範な観点からその検討を進めていかなければなりません。